

第3節 新「指針」の実効性を確保するための諸施策

1 新「指針」の下での日米協力の実効性の確保のための閣議決定

昨年9月、新「指針」が日米間で合意されたことを受け、閣議決定により、新「指針」の実効性を確保し、もって我が国の平和と安全を確保するための態勢の充実を図るため、法的側面を含めて、政府全体として検討の上、必要な措置を適切に講ずることとした。

2 実効性の確保のための法整備など

政府は、新「指針」の実効性を確保するために必要な措置についての検討結果の一つとして、周辺事態安全確保法案、日米物品役務相互提供協定を改正する協定案、自衛隊法の一部を改正する法律案について閣議決定の上国会に提出した。

3 新「指針」の下での日米共同の取組の実施

本年1月の防衛庁長官などの三省会談の際、S C Cの構成員が、包括的なメカニズムの構築について了承し、その下で本格的な共同作業を開始することを合意した。また、同時に調整メカニズムの構築のための努力を継続することも決定された。

第5-7図 包括的なメカニズムの構成

